

平成30年12月27日 制定
令和3年5月20日 改正
令和7年4月1日最終改定

新潟市市場等定置飲食店営業取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市場等定置飲食店営業（新潟県市場等定置食品営業取扱要綱（令和3年5月7日生衛第179号）に規定する市場等定置食品営業をいう。以下同じ。）に関し、許可申請の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 市場等定置飲食店営業に係る営業の許可の申請は、別記様式の市場等定置飲食店営業許可申請書により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第 2 条関係）

市場等定置飲食店営業許可申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所 (法人にあっては所在地)

氏名 (法人にあっては名称, 代表者の役職及び氏名)
(ふりがな)

生年月日 年 月 日

電話番号

食品衛生法 (第 5 5 条第 1 項) の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

営業所	(ふりがな)
	名称 (催物名)
	所在地 (主な営業場所) 新潟市 電話番号
営業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用水の種類	☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ その他 ()
営業の種類及び営業の形態	
主として取り扱う食品	
市場等定置飲食店営業	
(ふりがな)	資格の種類 ☐ 食管 ☐ 食監 ☐ 調 ☐ 製 ☐ 栄 ☐ 船舶 ☐ と畜 ☐ 食鳥 ☐ その他 ☐ 資格なし
食品衛生 責任者の氏名 ()	受講した 講習会 講習会名称 () 受講日 年 月 日
欠 申 格 請 事 者 項 の	1 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過し ないこと。 ☐ 有 (内容) ☐ 無
	2 食品衛生法第 5 9 条から第 6 1 条までの規定により許可を取り消され、 その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。 ☐ 有 (内容) ☐ 無
	3 法人であって、その業務を行う役員のうち上記 1・2 のいずれかに該当 する者がある。 ☐ 有 (内容) ☐ 無
添付書類	・営業施設の平面図 (配置図) ・水道水以外の水を使用する場合は、水質試験 (一般理化学及び細菌) の結果
注 1 該当する項目の口にレ印を記入してください。 2 申請者の欠格事項の欄は、該当の有無を記入してください (該当がある場合は、その内容も記入してくだ さい。)。法人の場合は、その業務を行う役員であって、当該事項に該当する者の有無も含めて記入してく ださい。	

注意 太線の枠内だけ記入してください。

検査日	食品衛生監視員	摘要	収受印
年 月 日	印		
年 月 日	印		
備考	手数料 円		